

平成 2 5 年 1 1 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成25年11月教育委員会定例会議

日 時 平成25年11月26日（火曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎 202会議室

出席委員（5名）

1番	委員	長	佐々木	勝男	君
2番	委員		成澤	明子	君
3番	委員長職務代行		三浦	昌明	君
4番	委員		佐藤	三昭	君
5番	教育長		佐々木	賢治	君

欠席委員

なし

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	大友	義孝	君
教育総務課学校教育専門指導員	三浦	満	君
教育総務課課長補佐	寒河江	克哉	君

傍聴者 8名

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

【報告事項1】

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

- 第 5 平成25年第6回美里町議会臨時会の報告
- 第 6 学校事務の共同実施の導入について
- 第 7 美里町学校教育環境審議会の中間報告について

【協議事項1】

- 第 8 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

【審議事項】

- 第 9 議案第21号 美里町教育委員会評価委員会条例（案）
- 第10 議案第22号 美里町消費税の増税等にかかる関係条例の整備にかかる条例（案）
- 第11 議案第23号 美里町例規の見直しにかかる字句の整理等に関する条例（案）

【報告事項2】

- 第12 報告第46号 平成25年度生徒指導に関する報告（10月分）
- 第13 報告第47号 区域外就学について
- 第14 報告第48号 指定校の変更について

【協議事項2】

- 第15 平成26年度美里町教育基本方針等について
- 第16 平成25年第7回美里町議会定例会（補正予算案）について

【その他】

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認 平成25年9月定例会及び臨時会

【報告事項1】

- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
- 第 5 平成25年第6回美里町議会臨時会の報告（報告事項3資料）
- 第 6 学校事務の共同実施の導入について（報告事項4資料）
- 第 7 美里町学校教育環境審議会の中間報告について（報告事項5資料）

【協議事項1】

- 第 8 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について（協議事項1資料）

【審議事項】（議案書）

第 9 議案第 2 1 号 美里町教育委員会評価委員会条例（案）

第 1 0 議案第 2 2 号 美里町消費税の増税等にかかる関係条例の整備にかかる条例（案）

第 1 1 議案第 2 3 号 美里町例規の見直しにかかる字句の整理等に関する条例（案）

【報告事項 2】（秘密会扱い）

第 1 2 報告第 4 6 号 平成 2 5 年度生徒指導に関する報告（1 0 月分）

第 1 3 報告第 4 7 号 区域外就学について

第 1 4 報告第 4 8 号 指定校の変更について

【協議事項 2】

第 1 5 平成 2 6 年度美里町教育基本方針等について（協議事項資料）

第 1 6 平成 2 5 年第 7 回美里町議会定例会（補正予算案）について（協議事項資料）

【その他】

午後1時30分 開会

○委員長（佐々木勝男君） それでは、平成25年11月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

議事日程の件でございますけれども、今回に限り、委員の皆さんにお渡しいたしました定例会議の議事日程第1からその他までのところ、この順番で進めていきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（「はい、よろしいです」の声あり）

それでは、御了解いただきましたので、ただいまの議事日程はプリントに示されております議事で進めることにいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 日程第1、会議録署名委員の指名ということで、今回は2番委員成澤委員、3番委員三浦委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

日程第2 会議録の承認

○委員長（佐々木勝男君） 日程第2、会議録の承認。平成25年9月定例会及び臨時会ということです。それぞれ委員の皆さん方には配付されていると思いますが、本日、きょうこの時点まで見直ししていただいて、何か修正するところがございますか、ないですか。

（「なし」の声あり）

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、1点よろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 事務局の調製で、文字の変換間違いなどあったようでしたので、その分は直させていただきますので御了解いただきたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） よろしく申し上げます。

それでは、会議録については承認ということになりましたので、よろしく申し上げます。

【報告事項1】 日程第3 行事予定等の報告

○委員長（佐々木勝男君） 報告事項1、行事予定等の報告についてお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、事務局より行事予定等の報告をさせていただきます。

委員皆様方にお配りしました、美里町教育委員会行事予定表を見ていただきたいと思います。
今回、12月分については大きな行事のみ報告させていただきます。

〔以下、資料に添った説明に付き、詳細省略〕

- ・12月5日 第10回学校教育環境審議会
- ・12月17日～19日 美里町議会定例会
- ・12月20日 小中学校、幼稚園2学期終業式

○委員長（佐々木勝男君） 行事予定について説明がございましたが、何かお伺いしたいことがございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、それでは報告事項1の第4教育長の報告を教育長のほうからお願いします。

【報告事項1】日程第4 教育長の報告

○教育長（佐々木賢治君） それでは、プリントに沿って大まかな部分を報告させていただきます。

〔以下、資料に添った説明に付き、詳細省略〕

- ・10月19日、20日 町内小学校学芸会
- ・10月22日 第8回学校教育環境審議会
- ・10月22日～31日 国際交流事業ウィノナに派遣〔教育委員長が団長〕
- ・11月3日 ひとめぼれマラソン大会が〔約800名参加者〕
- ・11月5日 町PTA連合会行政懇談会〔学力向上講演を教育長が実施〕
- ・11月14日 小牛田小学校NIE自主公開研究発表会
- ・11月15日 美里町表彰式
- ・11月23日 こごた、ふどうどう幼稚園なかよし発表会
※なんごう幼稚園げんきどーむ発表会は、30日開催予定
- ・11月24日 町民駅伝大会〔16チーム参加〕
- ・11月28日 県教育委員会主催教育懇談会〔4名参加予定〕
- ・12月2日 遠田郡人事ブロック会議

※今年度で定年退職を迎える管理職が、北浦と青生小学校長の2名、不動堂中学校教頭1名。

事務職1名、教諭1名が定年退職。勸奨退職もあり。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま教育長報告で報告がございましたが、何かお伺いしたいことがありましたらよろしく申し上げます。

（「なし」の声あり）

【報告事項1】 日程第5 平成25年第6回美里町議会臨時会の報告

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第5 平成25年第6回美里町議会臨時会の報告について申し上げます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、日程第5、平成25年第6回美里町議会臨時会の報告をさせていただきたいと思えます。

皆様方のお手元に、表に報告事項3資料となっているものを見ていただきたいと思います。11月21日に議会臨時会が開催されました。その内容につきましては補正予算でございます。この補正予算につきましては、11月13日に町長が専決処分したものに対し、議会の承認を求めるものでございます。

その専決処分した内容につきましては、お手元の3枚目になりますが、教育委員会に関わるものは教育費中学校費の中で91万4,000円の補正額がありました。裏のページを見ていただきますと、施設用備品購入費となっておりますが、これは中学校3校、小牛田中学校、不動堂中学校、南郷中学校に以前からAED自動体外式除細動器でございますが、その装置を8年前に購入し設置しておりましたが、その耐用年数が切れるということが判明しました。11月末で耐用年数が切れるものですので、補正予算で対応しては間に合わないということで、急遽専決処分です。予算措置をさせていただいて購入するというものでございました。1台当たり約30万5,000円程度のものを3台購入し、各中学校分を更新する予算措置がとられたものです。それが11月21日の議会臨時会で承認を得られましたので、報告させていただきました。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま報告いただきましたことについて、御質問があればいただきたいと思えます。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

【報告事項1】 日程第6 学校事務共同実施の導入について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第6 学校事務共同実施の導入についての報告をお願いしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） では、報告させていただきます。

学校事務の共同実施の導入についてということでありまして、宮城県教育庁が平成28年度から共同実施を全て導入したいということを掲げてございます。その詳細な内容につきましては資料のとおりでございますけれども、若干の説明をさせていただきます。

この共同実施というものについては何なのかということでございますが、3ページを開いていただきたいと思います。その上段に共同実施の効果、メリットという部分がございます。この共同実施におきましては、現在美里町内の各学校には事務担当職員が1名ずつ配置されてございます。その中で事務を取り扱っていただいているわけでございますが、共同してその事務を実施していくメリットとしては職員の資質の向上。普段は1人ですが、学校に集まっているいろいろな話ができる、指導をしてもらえる、いろいろなチェックができ職員の資質の向上が図られる。それから、事務の適正化、効率化。さらに、学校運営の積極的な支援。そして、学習指導への支援ということで、ここに書いてありますように教員の負担軽減にもなると。

教員の負担とは、学校徴収金とか学級費とかそういったものは担任先生の仕事として行っておられるようでございまして、それらを全て共同実施のほうに持っていくとするならば、教員の負担軽減になり、子どもと向き合う時間が確保できるというメリットがあるということのお話でございます。

それで、共同実施の具体的な実施形態としましては2つありまして、1つ目が集中配置型パターンとここに書いてあるわけでございますけれども、集中配置型パターンと申しますのは、それぞれ今各学校に配置されている事務職員が、どこかの学校に1カ所に集まる。もしくは、例えばの話ですが、会議室を借りて常時この場所で学校事務を行うというパターンが集中配置型パターンです。

もう1つが、分散配置型パターンということがございまして、通常は各学校で業務を行っている。それで定期的に、拠点校となります学校を定めて、その拠点校に集まって共同で行う事務を処理をするという2パターンが考えられるということでございます。

そこで、共同実施の具体的な業務ということでは、次の4ページになりますけれども、上段のほうに共同実施の具体的な業務内容としては4つあります。1つは、県費、宮城県の費用にかかわる事務。それから、市長村のお金にかかわる事務。もう1つは、教職員への支援関係事務、その他といったことが掲げられております。

そして、導入までの対応はどうかということですが、5ページ目の下の部分でございますけれども、市町村の教育委員会及び学校ではどのような対応をしなければならないか。

1つは共同実施を行うためのグループを検討しなければならないということでございます。
2つ目が、共同実施を行うための関係諸規程の整備。この中では学校管理規則の改正、それから共同実施組織の運営規程、要綱等の制定をしていかなければなりません。それから、いろいろな部分が考えられますけれども、まずグループをどのようにするかということと、それを実施するためのもととなる定義をきちんとつくる必要があるということでございます。

宮城県教育庁では宮城県で作成する要綱の提示を受けましたけれども、内容を見ますと全て市町村教育委員会が定めるという内容です。したがって、宮城県の要綱で定めて市町村教育委員会では何も定めなくていいのかということではなくて、実施する側のきちんとした対応が必要であるということがまず一つあります。

それから、もう一つは、市町村のお金を扱うわけです。現在も扱っていただいております。例えば、学校の修繕があった場合に修繕費の伝票については、起票と言いますが、どこに払うか、金額は幾らか、いつ払うかという部分についての起票の部分は各学校で行っていただいております。そして、学校長の決裁をいただき、そして教育総務課に決裁が流れてきてそこで完結するというようになっておりますけれども、この権限をこの事務職員に持たせるというふうなお話を県教委の説明でお受けいたしました。

しかし、市町村の職員でない者が市町村のお金をそこで専決できるかという1つの問題があります。身分の違う者がそこでできるかという部分の整理を県教委にお願いしていきたくらでございます。簡単なことを言いますと、この役場のお金を隣の農協なり土地改良区の職員が専決でお金を出せるかということになるわけです。そういった部分がありますので、整理をきちんとしてほしいということでございます。

そこで、最初に申し上げました平成28年度から全県、県内全部の市町村で実施するというところでございますけれども、美里町におきましては平成27年度を目標に進めていきたいと思っております。その中で県教委の示す課題の部分をしっかり整理をして、そしてこの教育委員会の中で要綱の制定とかそういった考え方をこれから提案してまいりたいと考えてございます。

中には早速、平成26年4月から実施される教育委員会もあるようではございますけれども、どうしてもその解決できない部分がいま現在あるようでございますので、美里町としましては1年おくれの平成27年度からスタートしたいという考えでいるということでございます。

以上、報告申し上げます。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま報告いただきましたことについて、何か御質問あれば願います。説明の補足があるそうです。

○教育長（佐々木賢治君）　ちょっと補足させていただきます。

平成28年度から実施といういま次長のお話でしたが、平成25年度、もう今年からテスト的にやっているところもあります。それで、県教委としては平成26年度、平成27年度、平成28年度、この3年間の中で全部の小中学校でやっていきたいということです。ですから、来年度に何カ所か、平成27年度に何カ所か、そして平成28年度には全部の市町村と、そういった流れのようでありまして。それで、美里町として来年度は準備期間ということで体制を整えて、教育委員会事務局と連絡をとりながら、平成27年度に導入したいなと考えております。

それでパターンですが、集中配置型と分散配置型がありますが、美里町の場合結構距離的にも遠い9校でありますので、1カ所の集中配置はちょっと無理だというふうに思っております。2グループぐらいの分散型になるのかなど。その方向でいま協議といたしますか、考えているところであります。

なお、このメリットのところ、先ほど次長から教員の負担軽減、それが子どもと向き合う時間の確保ということのお話でしたが、実際の現場の先生方の状況を見ますと、最近マスコミにも大分出てきますが、いわゆる労働時間の短縮ということで、結構担任の先生方の事務というのは非常に多いのです。こういった経理の時間等々も。ですから、その辺などでもありがたい制度なのかなというふうに私自身思っているところであります。以上です。

○委員長（佐々木勝男君）　補足の発言をいただきました。御質問があれば受けたいと思います。大丈夫ですか。

（「なし」の声あり）

【報告事項1】 日程第7 美里町学校教育環境審議会の中間報告について

○委員長（佐々木勝男君）　それでは、日程第7 美里町学校教育環境審議会の中間報告についてお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　まず冒頭に、資料の誤りがございましたので訂正をお願い申し上げたいと思います。

「報告事項5 美里町学校教育環境審議会の中間報告について」、その下のほうでございまして、設置のところに「平成24年8月6月28日」と記載してしまいました。申しわけありません。「8月」の部分を削除していただきたいと思います。6月28日に条例の施行を告示してございますので、この月日が設置月日ということでございます。よろしく申し上げます。

それでは、審議会の中間報告について報告をさせていただきます。

美里町学校教育環境審議会につきましては、2年の任期をもって検討していただくように12名で構成して審議をいただいているものでございます。諮問事項につきましては、ここに記載の5つの諮問をしたところでございますが、その審議経過につきましては、下のような1回からずっと書いてございますが、開催月日、それから審議の項目、また主な審議内容などということになるでしょうか、委員の委嘱は審議内容ではありませんので、主な審議内容などということでございます。それから、その際に使用しました会議資料、これが何だったのかという部分につきましてここに記載をさせていただきました。

1回目から5回目までにつきましては、年度で言いますと平成24年度の部分でございます。後ろのほうにわたりまして、6回目以降の部分は平成25年度会計の部分になるわけでございますが、5月16日の第6回の会議では、これまでの審議の内容のまとめをここでさせていただいておったわけでございます。そういった中で、一応会計年度単位で審議会のほうでもおまとめいただいているというところございまして、今回10回目ということで12月5日に予定してございます。ここからは答申の案に向けて内容を審議していくと話で進んでございまして、教育委員会として予算化をしていますのが、平成25年度においては5回分、つまりは10回分までしか予算措置をしてございませぬ。それで、今後も年度内には多分10回で終わる見込みがないのではないかというふうな思いをございまして、最終的な答申書を提出するまでの間にはもう少し審議がかかるだろうというふうに思っております。

そういった中で、やはり審議の回数が足りませぬ。ですから、補正予算をしてくださいというふうなことになるのですが、「足りませぬ」、そして「補正してください」だけの部分では納得はできないのではないかと。ここまで審議会は進んでやってきましたよと。でも、もう少し審議内容が必要ですよということを、これは教育委員会に報告し、さらに町、議会、そして町民の皆さんにもここまで進んでいるという行為をお示しすべきではないか、そういった部分であります。ただ、町民の皆さんへのお示しの方法については、ご覧のように2ページにわたっているものですから、その方法についてはやはり検討しなければならないのかなと思っております。

そういった中で、12月17日から議会の定例会の開催が予定されておりますので、そこには補正予算として計上させてもらいたいなというふうに考えるものでございます。そういったことで、教育委員会に対して、まずは環境審議会の中間報告ということをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） ただいまの中間報告について、御質問ございましたらお願いします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【協議事項1】 日程第8 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、報告日程第7のところは終わりました、協議事項ということになりますので、日程第8 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想についてということになります。これについては、私のほうから提案させていただきます。

日程第8の美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について協議を始めることにいたします。

これは、平成24年12月27日付で町長へ提出しました美里町小牛田地域学校給食センター基本構想は、「みんなが楽しみにしているおいしい給食」ということを基本理念として、1つの学校給食センターが望ましいとしたものであります。

しかし、現実的には学校給食センターのみで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定による財産取得の申し入れはできないと考えるものです。

また、現在進められております美里町学校教育環境審議会は、さきの報告であるように9回の審議を重ねております。今後、教育委員会に答申がなされてまいります。教育委員会が諮問した内容は、学校等の適正規模、適正配置などの基本的な考えはどうかと、施設整備に関する基本的な考えはどうかなどであります。美里町学校教育環境審議会からの答申は、この諮問に対する答申であって、学校給食施設だけの答申ではございません。教育委員会は、この答申を受けて美里町全体の学校教育環境を整えるための整備方針を策定していく必要があります。

それで、このことにより、町長に提出しました美里町小牛田地域学校給食センター基本構想を返却していただきたいと思いますと考えております。

このことについて、委員各位の御意見をいただきたいと思えます。これからは協議の時間がありますので、各委員の皆さんから御意見をいただければと思えます。

○4番委員（佐藤三昭君） この案件につきましては、過去の話し合いで問われた小牛田町時代からの成果を踏まえて、いろいろ審議されてきたということ、それから不備があったということ、その中で曲折を経ながら再提出というところにいったものかと思えます。

しかしながら、東日本大震災を迎え、ここに対する学校の復旧については進みましたが、なおもって老朽化の問題やさらに整備しなければいけないという問題もはらんでいると思われまます。いま委員長提案の中にありましたところの学校の環境を考える審議会の答申の中で、

当然学校の給食施設の問題だけにとどまりませんけれども、いずれ施設、学校の適正規模、配置にかかわるところで重要な項目であることは間違いのないと思います。

そのようなことを鑑みて、現在の子どもたちに未来の施設のあり方、給食のあり方を考える際に、環境審議会の答申も踏まえ、また町民の皆様からいただいた御意見を踏まえながら、その上で新たに考えていくということのほうがふさわしいのではないかと私も思いますので、返却の申し出に私は賛同するものでございます。私からは以上です。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（三浦昌明君） 佐藤委員さんの意見と全く同じであります。

そもそも震災前に審議され考えられたものであるということがまず一つあって、震災後、美里町の学校教育施設の損傷というのが、全部見て回りましたけれども、非常に大変な被害であったわけで、復旧はなされたけれども老朽化も当然あるし、少子化の問題であるとか、この際本当に美里町全体の教育施設を根本から見直そうという思いでこの環境審議会を立ち上げたと思うのです。したがって、給食施設だけの基本構想があっても、役に立たないと言ったら申しわけないですけれども、給食センターだけの問題でないのもう町全体の教育施設を根本から見直して今後の子どもたちの教育環境を考えていこうという立場からすれば、既に町長のもとに出してある基本構想というのは返却していただいて、新たに基礎から考えられたもの、学校の施設全体を考えたものを提出するのが、やっぱり一番いいと思いますので、これについては賛同いたします。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 私は、既に基本構想ができ上がって提出された状況から教育委員になったわけなのですけれども、2人の委員さんのお話のように、やっぱり震災後かなり環境が変わっていますから、ここで学校教育環境審議会の審議を尊重して、一つ給食に限らず全体の中でもう1回見直していくという意味で、取り下げというのは賛成です。

それから、いつももどかしく思っていたのですけれども、町民の多くの皆さんは傍聴しに行くということはなかなかなくて、町の広報や議会だよりとかそういった広報紙を見て判断すると思うのですけれども、教育に関しては非常にたくさんの議題があると思うのです。

特に給食センターのことが圧倒的に多くて、それがやっぱり紙面の都合で、議員さんの話も、それから答える側の話もお互い非常に省略されたものが載ってきている。一般の町民には誤解といいますか、議員さんの誠意も、それから答える側の誠意も感じられないようなこともありました。だから、すごくもどかしく思っていましたので、この場合もう一度仕切り直しといい

ますか、そういった方向に行くということは賛成です。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほど、私が申し上げておりました中で、財産取得の申し入れということで、その言葉だけをお話し申し上げたわけですが、このことについて御説明いただきたいと思いますがよろしいですか。次長のほうからお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） わかりました。委員長御提案されました財産取得の申し入れという部分に関しましては2つの法の定義がございます。これまでも教育委員会では話をさせていただいたところございまして、まず地方教育行政の組織及び運営に関する法律という部分。この法律は、教育委員会がまず、教育委員会そのものの運営に対してどうしていくかということが定められている法律なのです。その条項を見ても、教育委員会はまず、どういうふうな財産が必要なのかということを教育委員会でつくるわけにはいかないのです、首長、つまり町長に対して財産の取得を申し入れしていくこととなります。その場合に、町はその申し出を待って取得するというふうになっています。これは通常よく言われております財産取得の申し入れという部分でございまして、基本構想を提出したから、その財産取得の申し入れを行ったということではなくて、申し入れをするまでには、構想が建前ということになりますけれども、それをいつどれぐらいの規模でどのような形でつくるんだという部分に関しては、教育委員会の主導型で予算とか、それから建築する建物の構造、そういったものにつきまして慎重な審議をするということですから、町全体、行政機関全体でそれを検討していくということになるのです。その方向が決まれば、取得申し入れを町長に行うということをつくっていくものでございます。

その場合に地方自治法の定義もあるのですが、こちらと同じような書き方をしてございまして、申し入れを待って取得するということになるのです。その場合には聞き取りをするよということが書かれています。条項的な部分に関しましては、何条ということをお知らせいただければいいのでしょうか、概ねの中身です。そういった部分でお考えいただければということでございます。

○委員長（佐々木勝男君） いま財産取得の申し入れについて説明をいただきました。内容について御理解いただいたと思います。

もう一つの美里町学校教育環境審議会答申、今後答申がなされてまいりますということで御説明いたしましたが、これまで何回か私も出席させていただきました。具体的に環境審議会で骨子となっている中心課題というのか、そのことについてはどのようなものがございましてでしょうか。そのことについてちょっと御説明いただきたいと思います。概況で結構でございます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、環境審議会、先ほど課長のほうから今までの中間報告をさせていただきましたが、その点につきまして説明させていただきたいと思います。

先ほどの資料にもあるとおり、諮問事項5項目ございましたが、諮問の大きなものは3つかなと思われまます。

まず1つが、適正規模に関する基本的な考え方。もう1つが学校等の適正配置及び通学区域に関する基本的な考え方。あとは、その2つを具現化するためにはどういった学校の施設整備が必要ですかと、そういった基本的な考え方はどうですかというような3つでございます。

それを含めまして、4番目、5番目につきましては学校の将来的な課題に関すること、またその総括的な意味合いで具体的な方策などが挙げられておりますが、今までこの3つの部分を主に審議しているところでございます。

これにつきましては、昨年の教育委員会でも一つ一つ順番立てて審議をお願いしたい。というのは、全ての項目を一度に審議していただきますと、審議が行ったり来たりしてしまうことも考えられるので、1番目から順番に審議していただきたいということを環境審議会のほうにもお願いしているところでございます。

それを受けまして、委員長が議長となりましてこれまで進んできましたが、適正規模に関する考え方につきましては、いま美里町にある学校でも一部で既にそういう状況になっておりますが、1学年単学級というのはやはり子どもの切磋琢磨や教職員の配置面、そういったもろもろのことから、できれば1学年2学級以上、複数学級、単純に言えばクラス替えができるような学校が適正規模ではないかということが話し合われてきて、それにつきましては委員皆様おむね賛同いただいていると思われまます。

また、そういった適正規模にするためには、それではどういった適正な学校の配置にしたらよろしいのでしょうかと。また、通学区域についてはどうでしょうかということもお話し合いいただいております。これについては、適正配置については一番大きく出たのが、いま現在小牛田地域にあります幼稚園、小学校、中学校の構成でございます。たとえば、平成25年1月に開設させていただきました「こごた幼稚園」におきましては、小牛田小学校、北浦小学校、中埴小学校に将来入学する子どもたちが1つの幼稚園で学んでいます。それで、幼稚園を出た後にいま言った3つの小学校に分かれます。また、小学校を卒業して中学校に入学する際には、小牛田中学校1つに集まります。そういったひし形のような配置というのはどうなのでしょうかとといったことを委員皆様方のほうに委員長がお話ししまして、それに対するいろいろな意見をいただいているところでございます。それについても、やはり子どもたちの心情の面とかい

いろいろ考えれば、同じ学校ということも考えられるのではないかとということも話し合いがされておりますし、また通学区域の基本的な考え方につきましては、現在の小学校、中学校の通学区域というのはやはり尊重すべきではないかと。まるっきり美里町の通学区域というものを白紙に戻して新たな区割りなどをするという事は、住民のこれまでのつながりとかを考えた際には、好ましくはないと。現在の通学区域をある程度基本とすべきではないかといったことの話合いもされております。

そういったことを受けまして、今度は学校の施設整備はどうなのですかということに今年度に入ってから行っておりますけれども、それについては今年8月に第8回目としまして、全ての学校を見ることは不可能でございましたので、小牛田、不動堂中学校、あと不動堂小学校を見せていただきまして、そういった施設の現状なども各委員が把握した上で、いま審議を行っているところでございます。

そして第10回目、先ほどの行事予定でも申し上げましたが12月5日に、その答申案となるような内容はどうかということ審議させていただくところまで来ております。ただ、これについては先ほど課長からもお話しがあったとおり、12月5日のみでは到底まとまるとは考えられませんので、そこは回数を追加させていただきたいというのが委員長、あとは事務局の考え方であります。

報告となっていたかどうかはわかりませんが、審議内容の経過などを入れましたが、以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。若干、別な角度からの審議会の中での適正規模とか配置とかにつきましてお話しいただきましたが、子どもの学習との関連では何か課題として、話題として何か挙げたことはございませんでしたか。例えば、学習の進め方というような部分で。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 子どもたちの学力ですよね。この部分については単純に教科書があってその部分をマスターするという事だけではなくて、やはりいろいろ地域のつながりとかで学ぶ場というのは多いのだと思うのです。それを、子どもたちを中心に美里町の学校教育の環境を考えましょうというのが根底にありますので、そういった中でいま美里町の学校は複式学級になるという予測はないのですよ。予測ではないのですが、先ほど課長補佐のほうから説明したようにいろいろな現象が出てきておりますので、それらを総体的に検討している、審議しているということでございます。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。

ほかにお気付きの点がありましたら、御意見としていただきたいのですが、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） この事項を協議するに当たって、教育長としていろいろ考え方を整理させていただきました。

まず初めに、私ごとで大変失礼なのですが、教育長に就任して間もなく3年になろうとしております。このことについては、議会初め関係団体の方々に数多く議論していただきました。それだけ教育行政に対し関心を示していただくと同時に御心配をいただいていることなのだなとつくづく思っ、感謝の気持ちでいっぱいでありま。

昨年12月末にこの基本構想を町長に再提出しましたが、私が教育長として引き継いだ中で何点か当然引き継ぎがあったわけでありま、この基本構想は大変重みのある項目であると認識してきま。いま委員長から返却、取り下げるといお話がございま、本音を申し上げますと大変複雑な気持ちでありま。ただ、各委員さんのお話などを聞きながら、私なりに次のようなことを思っております。

まず1つ目でありま、これは私が言うまでもなく、教育行政を預かる教育委員会として、あるいは事務局として、美里町の子どもたちがこの町の幼稚園あるいは学校で学んで本当によかったと、そう思ってもらうためあるいは思わせるためにどうしたらいいのか。それから、最近特に話題になっております学力、体力の向上をも含めた心豊かな人間、子どもたちを育てるためには教育委員会としてどうしたらいいのかと。これが私たち事務局に、教育委員さん方々もそうだと思いますけれども、与えられた最優先課題あるいは最重要課題なのかなと捉えているつもりでありま、今後も捉えていなくてはいけないなと思っております。

それから2点目ですが、一昨年の大震災より、先ほど委員さんからもお話しいただきましたけれども、美里町の教育現場にも多大な影響がございま。何とか復旧・復興に向けて、いま子どもたちは一生懸命取り組んでいまけれども、これを一つの契機として、先ほどらい事務局でも説明していま、子どもたちの将来を見据えた学校教育環境はどうあればいいのかといった視点で平成24年度ですか、美里町学校教育環境審議会を立ち上げさせていただきました。学校の適正規模、適正配置等について諮問し、間もなく答申のまとめの時期に入るところでありま。

3点目としまして、このような状況の中で、この学校給食センター基本構想にのみ固執する必要はあるのかなと。美里町学校教育環境全体の中で学校教育施設の一環として、一部として、委員のどなたかの発言にもございま、議論し方向付けをしていかなければならないのかなと思っているところでありま。

したがいまして、事務局を預かる教育長としても、町長に取り下げの申し出をすべきかなど、そういう考えでおります。委員長が取り下げたいという意向を示したから教育長もどうのこうのではなく、私なりに、この項目で協議していただくに当たって少し考え方を整理させていただきました。

また、美里町では子ども・子育て支援事業計画策定委員会というのが今年10月に設置されました。当然幼稚園も含めました子どもたちです。給食についても関係してきているようであり、その部分については、私のお話が終わってから次長のほうから、これは次長が委員になっておりますので、御説明申し上げたいと思います。

それから、最後になりますけれども、今までこのことについて、本当に関係団体の皆様に多くの御意見、質問等をいただけてきました。今後、教育委員会として、学校教育環境審議会の答申を受け、先ほどどなたかも申し上げましたが、この学校教育環境をどのように整備していくのか教育委員会として検討しなくてはならないと思います。当然これは地域住民の方々への説明、あるいは広く御意見をいただきながら具体化していかなくてはいけないのかなというふうに考えているところであります。

何かあちこち話が飛んだようではありますが、私の考え方を申し上げさせていただきました。よろしくをお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 補足することとして、先ほどの子ども・子育て支援事業計画策定委員会の補足をお願いします。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） わかりました。

それでは、教育長からいまお話のありました子ども・子育ての支援事業計画策定に係る件について説明をしたいと思います。

これは、美里町子ども・子育て支援事業計画策定委員会ということで、これは子ども・子育て支援法に規定がございまして、それに基づくものでございます。これから、読んで字のごとく子ども・子育て支援事業をどのように美里町でしていくべきかということを計画づくりをしていくということでございます。

そして、その前提となりましたのが子ども・子育て関連3法というものがございまして、これが昨年8月に成立を見ております。内容はといいますと、1つは子ども・子育て支援法というのがあるのです。2つ目が、認定こども園法というものがございまして、それを一部改正する法律ということが2つ目です。それからもう1つ、3つ目が、これは少し長いタイトルなのですが、子ども・子育て支援法とそれから認定こども園法の施行をするわけです。施行に伴う関

連法律の整備に関する法律というふうには、ちょっと長いですがけれども、上の2つを実施していくためにもっと具体的な関連する法律を整備してまいりましょうという部分の趣旨がありまして、この3つを合わせて「子ども・子育て関連3法」というふうに呼んでいるわけです。

中身はどうかということですが、この法律の趣旨で申しているのは、保護者が子育てについて第一義的責任を有するというのは、これは紛れもない事実でありますし、その基本的認識のもとに、幼児期の学校教育と言いますと幼稚園になるかと思えます。それから、保育、それから地域の子ども子育て支援を総合的に推進していくのだということです。つまりは、幼稚園だ、保育所だ、家庭だということではなくて、総体的にどうあるべきかという部分を煮詰めていくという部分です。ここで言っていることは。

そういうことで、この策定委員会もことしの10月10日に第1回目の会議を開催していることになりまして、教育委員会からは私が委員として就任させていただいております。そういった中で11人の委員の構成でありますけれども、学識経験者の方1人、それから保護者の方2人、それから子ども・子育て支援に関する事業に従事する者ということで事業所の方が1人、それから公募した方が3人、そのほかに関係行政機関ということで今の教育委員会とか児童館とか保育所とかそれぞれの職員が入っております。そして委員長さんには、学識経験者として大分子ども・子育てにお詳しい宮城大学の教授であります塩野悦子さんという方が、委員長さんに就任をいただいております。

まだ1回目の会議を行っただけでございまして、今後、保護者の皆さんに、実態を把握してからどのようにすべきかというのが本来の流れだと思いますので、そのアンケート調査なるものを今後実施していきたいということの確認をしたところでございます。ただ、先ほど言いましたように、幼稚園、保育園とのかかわりという部分はどのように持っていったらいいのかということとか、これが関連するのですが、幼稚園での給食の提供をどうするのかという部分については、どうしても避けて通れないと思っております。そういったことを含めて、この計画の中には盛り込む必要がございます。

さらに、もう少し突っ込んだお話を申し上げますと、現在稼働しております幼稚園は町内に3つあります。近くから申し上げますと、なんごう幼稚園、そしてふどうどう幼稚園、こごた幼稚園と3つの幼稚園がございまして、こごた幼稚園に関する事業の展開において、災害、地震災害によって大分ダメージが大きくて回復不能ということになりまして新設した幼稚園です。

この幼稚園の財源となる部分に関しましては、「安心こども基金」という基金を使ってござ

います。そこで、この基金を使うためには認定こども園の取得を要するような条件整備を行うこととなります。その中身をお話ししますと、認定こども園の中に具体的には7つのパターンがあるのです。7つのパターンと言いますと、1つは幼稚園と保育園の連携型、幼保連携型というふうに呼んでいるのですけれども、幼保連携型でも2パターンあるのです。それから、幼稚園型といふうにあるのですが、これは3パターンあります。それから、保育所型という部分もありまして、それからもう1つが地方裁量型というふうに言われておるもので、計7つの種類があります。

その中でごた幼稚園はどうかと言いますと、幼稚園型の1種という部分で呼んでいいのかもしれませんが、これで事業展開をさせていただいたわけございまして、その中には預かり保育を拡充することということがあるのです。当然、今ごた幼稚園は預かり保育40人体制で考えておりますので、従来の北浦幼稚園で実施しておりましたのは20人規模なので、これを拡充はしてございます。それから、預かり保育を行うための給食の提供という部分がございまして。この給食の提供の部分に関しては、どうしても提供できる背景にないのであればいたし方がないので、保護者にはきちんと説明してくださいよというふうな部分があるのです。

こういったものが幼稚園型ということになっているのですが、この認定こども園の申請については、全部の工事が完了してからやってくださいということなのです。開園したから速やかにやってくださいということではなくて、委員の皆さん御承知のように園庭工事が少しおくれた状態ございまして。芝生を張りめぐらす工事とか、外構工事がおくれた関係上、最近になりまして申請できるような環境になってきているというところございまして。

そのためには、当然保護者への説明もすることになっていきますが、どうしても先ほどの子ども・子育て関連3法の部分での美里町もこの計画をつくっていくわけなのですが、国で推奨しているのは幼稚園型ではなくて幼保連携型なのです。幼稚園、保育園の連携した部分で考えてくださいという部分がこの子ども・子育て関連3法の趣旨なのです。

そこで、今私どもでその補助金をもらうためにも、幼稚園型で申請してその認可をこれから取得するという事になっておりますが、今後計画をつくっていく段階におきまして、幼保連携型にこれを調整し直す必要があるのかどうかという、いま岐路に立たされている現実なのです。どちらにいきましても、預かり保育に関して給食の提供というのは、これは必ず前提に考えられていることだというふうに取り取れるものですから、どうしてもこの部分に関して学校給食全体に絡めた関係する部分で考えていかないと、この「子育て支援事業計画は計画で別物だ」、「美里町の学校教育環境はこうだ」と、ばらばらの計画というのは絶対あり得ない。

そういった部分を総合的に調整し、そしてそのためには教育委員会、それから町の協議も必要ですし、さらに住民の皆さんの御意見を頂戴しながら進めていく必要があると今のところ考えているところでございます。

教育長の補足説明をという部分からちょっと脱線したところもあるかもしれませんが、今はそのような流れで進んでいるということでございます。

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。大まかな意見はいただいたわけですが、何かほかに補足することがございましたら。ほかに御意見ございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、それでは町長に提出した基本構想を返却いただくことについては委員の御理解をいただいたものと判断いたしますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育委員会の総意として申し入れることにしたいと考えます。

それで次に、申し入れの方法ですが、幾つか考えられると思います。ちょっと御意見をいただきたいと思えます。

1つ目は、申し入れは文書をつくって行くと。2つ目は、その理由を示して文書をつくる。その理由については、ただいま各委員の皆さんから御意見いただいたことをまとめるということになると思います。3つ目は、この意見のまとめについては委員長、そして教育長に一任いただきたいというふうに考える。4つ目として、提出するに当たって、町長に文書を持参して提出すると。どなたが持参するかはちょっと御意見をいただきたいと思えます。そして5つ目としては、申し入れの日取りにつきましては、やはり事務局で町長の日程と調整が必要かと思えますし、それに向けて私ども委員の日程なども考えなければいけないだろうと。

このように5つ、申し入れの方法として考えてみたわけですが、4つ目は提出する人が誰なのかということなのですが、これについて。

○3番委員（三浦昌明君） 当然、委員長ということになるとは思いますが、何しろ長い期間紆余曲折を経て委員全員がいろいろな思いもあったことですので、この際委員全員で日程を決めていくというのはどうでしょうかね。

○委員長（佐々木勝男君） ただいまの御意見をいただいたわけですが、4つ目の町長に文書を持参していくという場合に委員が全員で行って、文書に書き切れない思いなども、表現できなかったところも恐らく出てくるかと思いますが、その辺を補足する上でもやっぱり一緒に行ったほうがいいのではないかなという意見かと思いますが、委員の皆さんどうでしょうか。

(「いいと思います」「賛成です」の声あり)

では、そのようにさせていただきたいと思います、他には。

○教育長(佐々木賢治君) 済みません。ちょっと確認させていただきたいのですが、もちろん申し入れは口頭でなくて文書でと。それで、文書は事務局で、今委員さん方々からいただいた意見をまとめて事務局で作成させていただくと。それですね、なかなかそれを今度確認するかそういう時間が、日程的にかなり厳しい状況でありまして、委員長さんと教育長にお任せさせていただきたいと。確認させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「大丈夫です」「はい、お願いします」の声あり)

ありがとうございます。

○委員長(佐々木勝男君) いや、いいのですよ、是が非でも確認しなければならない場合、それはよろしくお願ひしたいと思いますが。教育長のほうから確認の件について、その了解を皆さんにもらったということですが、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

ほかに御意見がなければ。それでは、ないようでございますので、ただいまの件で申し入れを行おうと思います。

以上で、日程第8の美里町小牛田地域学校給食センター基本構想についての協議は終わることいたします。ありがとうございました。

開始から1時間以上超しておりますので、ただいまから10分ほど休憩をとらせていただきます。その後、日程第9のほうに入らせていただきます。

【午後 2時47分 休憩】

・傍聴者8人 退場

【午後 3時00分 再開】

【審議事項】 日程第9 議案第21号 美里町教育委員会評価委員会条例(案)

○委員長(佐々木勝男君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。今度は審議という部分に入らせていただきます。

日程第9、議案第21号美里町教育委員会評価委員会条例(案)について、提案説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐(寒河江克哉君) それでは、お手元の資料に教育委員会定例会議案第21号から23号と書いてある議案書を見ていただきたいと思います。

最初に、お断りさせていただきたいと思います。本日の議案につきましては、平成25年12月に行われます美里町議会定例会に議案として提案するものでございますが、あくまでも条例の提案権は町長にございます。しかし、教育委員会にかかわるものの条例につきましては教育委員会で事前に審議していただくこととなりますので、今回提案させていただいたものでございます。

なお、条項の文面につきましては、まだ町の総括的な立場であります総務課文書法令係のほうから条項案が届いておりませんので、こういった部分を改正させていただく、もしくはこういった条例を新たに制定させていただくということで資料を提出させていただいておりますので、その点御了解いただきたいと思います。

それでは、まず議案第21号美里町教育委員会評価委員会条例（案）について御説明申し上げます。

これにつきましては、これまで要綱で実施していた委員会でございます。その要綱につきましては、「美里町教育委員会評価実施要綱」というものでございまして、平成21年4月1日から施行されていたものでございます。俗に言う自己点検評価の際の、学識経験者の外部知見の活用を意図した委員会でございます。

委員会の附属機関であるこの評価委員会は本来であれば条例制定のもとで行われるべき委員会でございます。町のほうとしましては、今回の議会定例会でそういった附属機関の条例化を一括して行いたいということを考えておりますので、それに従いまして教育委員会でも関連するこの評価委員会を条例化するものでございます。

内容につきましては、第1条から第10条までございますが、第1条の設置から始まりまして、第2条所掌事務でございます。これが一番大切なところでございますが、委員会は教育委員会が実施する点検及び評価について検証を行い、その結果を教育委員会に報告するものでございます。組織、任期等につきましては、これまで要綱の中でうたわれたものと同じでございます。3名以内で組織し、任期を規定しているものでございます。会議の持ち方で、参考意見の聴取方法につきましてもこれまでの要綱と大きな変更はございません。

なお、第2条の所掌事務につきましては、ではその実施する点検評価については事前に評価するのか、また一緒に評価するのか、また教育委員会が評価した後に評価するのか、この部分が、この条項でも曖昧となっておりますが、こちらについては事務局のほうで今、これについても詰めている段階でございますので、文言につきましてはこのような、はっきりした事前審査なのか、事後審査なのか、そういったものが明確にあらわれる条項となっておりますが、

御了解いただきたいと思います。

以上、議案第21号の提案説明でございます。

○委員長（佐々木勝男君）　ありがとうございます。

ただいま、条例案について、提案の御説明をいただきました。附属機関の設置が条例にて定められるものであるので、この条例を制定するのだと。これにより、報酬もあわせて支給できるといようなことになるわけでございます。条文等につきまして、御意見をいただければと思います。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

○2番委員（成澤明子君）　教育委員会が実施する点検及び評価について検証を行うわけなのですが、3条の2項で「委員は教育委員会が委嘱する」ということが素朴な疑問です。

それから、もう1つは6条ですけれども、「会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。会議の議事は出席委員の過半数で決する」という部分なのですが、3条で委員は3人以内ということだから、もしかしたら2人になる可能性もありますよね。そうした場合、1人でもその会議を開くことができるし、決することもできるということになるのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいまの件について、御回答いただければと思います。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　回答が見つからないのですが、条例などは準則という部分が流れてきているのですけれども、これがない状態の手探りでつくった要綱だったものです、いま現在の要綱は。

それで、この趣旨は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の解釈からすると、教育委員会の自己点検評価に当たっては知見を活用するということが書いてあります。そこまでのことです。だから、こういうふうな評価委員会を置いてやりなさいとか、そういったことは決して法律では規定していません。

そこで、今は3人に教育委員会で評価した後のものをどうですかということで見ている状況です。外部の知見を活用するのもいいのだけれども、まだ教育委員会だけでやっていく部分に徹していたほうがいいのかというふうな意見をこの間述べさせていただいたと思うのです。それと同時に、美里町以外の宮城県内の状況を見ますと、委員会を設置しないで学識経験者、つまり大学の先生方に1人をお願いをして、そして意見を求めるというふうなやり方をしている地方公共団体、教育委員会があるのも事実なのです。ですから、この条例を施行するかしないか、ちょっと悩んでいたのも事実なのです。

ただ、今この条例を出さなければ、将来にわたってこの評価委員会でやるぞというふうになったときにどうなるのかというと、条例の設置で議会の議決を求めていかななくてはいけないことになってくるのです、今度は。だから今のうちに設置条例を持っていたほうがいいのでないかということから、今回の提案になりました。

ただ、委員会とするならば、必ず3人以内ではなくて3人以上なのですよね、普通は。何でかということ、いま成澤委員さんが言われたように、委員長を1人立てると残り2人になってしまうので賛否を問うのはどうか。委員1人で、2人の出席で成立した。それで、委員は反対だ、委員長は賛成だというふうになると、最後はどうなるのかと。賛否も何もなくて、委員長の即決になってしまいますことにもなり得ます。この辺の部分については明確な回答というのはないのですけれども、この3人の定義とそれから会議の部分、過半数の部分ですね。これは議会上程までには整理をさせてもらいたいと思います。もしかしたら、委員を5人以内ということにしていくことも必要なのかなというふうに思いますので、もう少し時間を頂戴したいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） こちらの件については、これも議会にかけての条例制定ということになるので、成澤委員のほうから御指摘いただいたことについては議会の中でも予想される質問かと思しますので、この辺の対応について、修正して人数をどの程度にするかということは検討するということになりませんか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） はい。

○教育長（佐々木賢治君） これは3人の場合、会議するときに2人しかいないと。3人のうち2人出ているから会議は成立しますよね。それで、委員長ともう1人の意見が合わないと。1対1になったと。そのときに、委員長権限で議決。議長が委員長でしょう、これ。それで決することはできないのか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） これは、教育長のお話と全く逆でして、例えば委員さん1人、そして委員長1人で会議が成立したと。それで賛否をとる場合に、委員長は賛否の権限がないのですよ。委員さんの可否同数のときは、委員長が決する。委員さんが反対だと言えば、もう反対なのです、最後は。委員長がよくても。

○教育長（佐々木賢治君） わかりました。それでは、3人での可否は無理だ。

○4番委員（佐藤三昭君） もし成澤委員の御指摘だと、3人以内でこの委員会は組織された場合、2人でも委員会が組織されるということですね。ということは、そもそも議決に行くまでの間のところでも、全て欠席委員が出た時点でこの会議は1人になるということになるの

で、設置の組織として3人以内というのはやっぱり無理がある。

○委員長(佐々木勝男君) そうすると意見が反映されないというようなことにもなるのですね。一方向にだけ流れてしまうという、加味された意見も出てこない。その辺、ちょっと人数を検討するとか条文を見直すとかという部分になるので、それに関してはいろいろ他の情報なども参考として勘案していただいて、事務局のほうで検討していただくというようなことになろうかと思いますが、よろしいですか。

○3番委員(三浦昌明君) あと、もう1点ありましたよね。教育委員会が委嘱して、教育委員会に報告するのは。

○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) 要するにこの委員は外部委員さんのことを指しているの、教育委員会がどなたかにお願いをする、委嘱をします。それで、委嘱した委員に対して、教育委員会は「これを見てください」ということで見てもらう。そして、その意見が教育委員会に戻ってくる、報告してもらうということです。ですから、教育委員会が委嘱して、これは構わないというふうに考えます。

○委員長(佐々木勝男君) よろしいでしょうか。

○2番委員(成澤明子君) 何か、恣意的にその評価委員を決めるということも可能になりますよね、そうしますと。

○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) そうなのですね。味方をしてもらえる人を委員にするようにできるという見方もできないわけではないですよ。だから、まだそこまでの域には達していないのではないかなど。

○委員長(佐々木勝男君) いわゆる公募がないのかというようなことですがけれども。

○教育次長兼教育総務課長(大友義孝君) そうですね。この公募の情報はないのですが、美里町には審議会、委員会の指針があるのです。それは、確かではありませんが、委員の半分は、公募委員をあてるということになっているのです、指針では。ですから、教育委員会が委嘱するとなっていますけれども、委員さんを選ぶときは公募で選びますよということにしてもおかしくないのですね。そういうやり方もできるということです。

○委員長(佐々木勝男君) ほかにあと御質問よろしいですか。

(「なし」の声あり)

それでは、先ほどの委員については検討していただくというようなことが出ましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

条例制定には御異議がなければ、議案第21号美里町教育委員会評価委員会条例〔案〕につい

ては承認ということになります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

【審議事項】 日程第10

議案第22号 美里町消費税の導入にかかる関係条例の整備にかかる条例（案）

○委員長（佐々木勝男君） 次の日程第10、議案第22号美里町消費税の導入にかかる関係条例の整備にかかる条例（案）について提案の説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第22号美里町消費税の増税等にかかる関係条例の整備にかかる条例（案）を説明いたします。

これにつきましては、消費税が平成26年4月から5%から8%に増税されることは国の決定事項でございます。それに伴いまして、美里町の公共施設使用料の改正を町の担当から指示されております。それに基づきまして、教育委員会が管理する施設につきましての条例を改正する必要があるということで今回提案したものです。

なお、今回の条例につきましては、お手元にあるように公立学校施設等使用条例、もう1つ近代文学館町民ギャラリー使用条例の2つでございます。

〔以下、資料に添った説明につき詳細省略〕

- ・ 学校施設等使用条例では840円、420円を860円、430円に改正
- ・ 近代文学館利用条例では4,200円、2,100円を4,320円、2,160円に改正
- ・ 10円未満切り捨て

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。

ただいま提案の御説明をいただきましたことにつきまして、御意見をいただきたいと思ひます。

（「なし」の声あり）

御異議なしということですので、議案第22号美里町消費税の増税にかかる関係条例の整備にかかる条例〔案〕につきましては承認ということになりました。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

【審議事項】 日程第11 議案第23号美里町例規の見直しにかかる字句の整理等に関する条例（案）

○委員長（佐々木勝男君） それでは、日程第11、議案第23号美里町例規の見直しにかかる字句の整理等に関する条例（案）について、提案説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、議案第23号を御説明申し上げます。この条例（案）につきましては、平成18年1月1日に合併前の旧小牛田町、旧南郷町の条例を見直ししまして、新しく美里町の条例を制定したところでございますが、その制定するに当たりまして字句の間違い、あとは統一性がないことがこれまでの間にも御指摘を受けてきたところでございます。合併して8年目となっておりますが、この機会に全ての条例等の見直しを今行っております。それに係る字句の整理等を一括して条例で直すということがこの条例の趣旨でございます。

教育委員会に係る条例につきましても、今回4条例ほどございます。「奨学資金貸付事業基金条例」「学校給食調理施設条例」「史跡公園の設置及び管理に関する条例」「不動堂記念館の設置及び管理に関する条例」の字句の一部に修正が必要だということで、この4つの条例の字句の訂正を提案しております。

〔以下、資料に添った説明につき詳細省略〕

- ・「規定により」を「規定に基づき」に改正
- ・平仮名の「はかり」を「囿り」に改正
- ・今回のこの整理では、内容変更はない、字句の整理等をするための条例〔案〕

○委員長（佐々木勝男君） ただいまの提案説明につきまして、御意見をいただきたいと思えます。どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） 不動堂記念館ですが、第5条第1号中、「原状」を「現状」なのですが、これはもともとの形というのとイコールをどの点に持って考えるかで、この「原状」と「現状」というのは違ってくるのですよね。なので、ここはちょっと中身がわからないのではありませんけれども、これは単純に間違っていたものなのですか、それとも解釈の仕方を変えるのか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 単純に間違っていたということです。

○4番委員（佐藤三昭君） わかりました。それでは直してください。あとは何もありません。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。ほかになければ、御異議なしということで、議案第23号の美里町例規の見直しにかかる字句の整理等に関する条例（案）については承認ということになります。

（「はい」の声あり）

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

【報告事項 2】

日程第 1 2 報告第 4 6 号 平成 2 5 年度生徒指導に関する報告（1 0 月分）

日程第 1 3 報告第 4 7 号 区域外就学について

日程第 1 4 報告第 4 8 号 指定校の変更について

○委員長（佐々木勝男） 次からの日程第12、13、14につきましては、個人情報を含む報告事項ですので、秘密会扱いということでございます。傍聴者がおいでになりましたら退席をお願いいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔秘密会につき、会議録の調製を行わない〕

【秘密会開始 午後 3 時 2 5 分】

【秘密会終了 午後 3 時 5 0 分】

【協議事項 2】 日程第 1 5 平成26年度美里町教育基本方針等について

○委員長（佐々木勝男君） 続きまして、日程第15 平成26年度美里町教育基本方針等について提案の説明をお願いしたいと思ひます。

○学校教育専門指導員（三浦 満君） 平成25年度のものと比較しながら見ていただけるとありがたいのですが、参考資料と協議資料を横に置いていただければ、どこがどういうふうに変わったかわかると思ひます。修正部分はアンダーラインを引いておきました。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・学校教育の基本方針を「心豊かで社会に貢献できる志の高い人間の育成」と改正
「学校では創意工夫を凝らし」を追加
- ・学校教育目標「未知の課題に直面する時代を生き抜くための力の育成」と改正
- ・「平成 2 6 年度学校教育力のアップの具体的事項」を資料として「美里町の教育」に添付
※平成 2 5 年度においては、資料から除いていた

○委員長（佐々木勝男君） 最初の基本方針、平成26年度美里町教育基本方針のページから、美里町学校教育全体構造図までのところでお気づきの点、御意見をいただければと思ひます。

変換の関係もあるのかなと思ひたのですが、2 ページのところ、幼稚園教育の②で「感性和表現に関する」が「閑静」となっておりますが。

○学校教育専門指導員（三浦 満君） 変換間違いです。ありがとうございました。

○3 番委員（三浦昌明君） ちょっと気になったのが3 ページ目。学校教育の6 番。「A L T 等を活用した外国語教育」に変えたのですよね。前は「国際理解教育」ですよね。それで、6 番

の文章全体を見ると、「伝統や文化の教育の充実と」とくるので、かえってもとの「国際理解教育」のほうがふさわしいのではないのかなと。

○学校教育専門指導員（三浦 満君） ここはどちらかというと、教科関係に力点を置こうと思ったのです。ただ、志教育は全体でありますけれども、そういうような形で統一しようと思ったのですが。

○2番委員（成澤明子君） 伝統とか文化がきてしまうと、外国語といったような限られた教科ではないと思いますが。

○3番委員（三浦昌明君） 狭められてしまうかなと思ったのです。

○学校教育専門指導員（三浦 満君） 「伝統や文化に関する教育の充実」で1つ切る。そして、「ALTを活用した外国語教育の充実」。そういう捉えではどうでしょうか。それとも、項を改めたほうがいいでしょうか、逆に。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） いや、委員さんが言われているのは多分、国際理解だと大きくて、外国語教育だとここだけというような捉え方になるのですよね。

○3番委員（三浦昌明君） そこです。

○教育長（佐々木賢治君） 実は大きな流れがありまして、大きな基本方針に「郷土の発展に貢献できる実践力のある町民の育成」というものに迫るために、学校教育はどうあるべきかという流れで三浦専門員と協議をして、文言の整理をさせていただきました。

それで、2ページ目の学校教育目標のところ、1つは「未知の課題に直面する時代」と、あえてそれを入れさせていただいたのは、今は何が起きるかわからないと。勉強だけでなくいろいろな面です。例えばですよ、竜巻が起きたりして。勉強にしてもいろいろな情報があちこち飛び交っていますので、それらにも対応できる子どもたち、そういった時代を生き抜ける子どもたちという意味で、そういう表現をさせていただきました。

それで、大きな観点として「確かな学力」、それから「豊かな人間性」「健康・体力」、これら3つそろって生きる力なのですけれども、それを受けて、重点努力事項で1番目の「学習内容、学習形態多様化、学習評価の工夫改善」いうのは学力の部分なのです。

それから、箱でくくっている2番目の「豊かな心を育てるための教育活動の推進」というのは「豊かな人間性」に直結。それから、3番目の「たくましく生きるための体育、健康教育の増進」は、3つ目の「健康・体力」。それから、4番目の次のページ「教育機会や教育システムの多様化の推進」、この中身はほとんど「確かな学力」です。それで、今御指摘いただいた外国語教育というのはそこにも出ているのですね。学校教育の②理数教育、外国語教育の充実

と。まず、そこに出ています。それから、5番目の「学習環境の充実、学習活動支援体制の整備」というのは、どちらかというところ「豊かな人間性」に、生徒指導関係がほとんどです。そういった視点で重点努力事項として1番から5番目まで掲げたと。そういう流れでございます。

それで、今御指摘いただいた3ページ目の学校教育の⑥ですね。「伝統や文化に関する教育の充実」と「ALTなどを活用した外国語教育」、確かにこのところに置くのはちょっとあれかなと私も思いました、いま御指摘いただいて。それを2番の「豊かな心」のほうに移動して、外国語教育でなく、そこに国際理解教育。「確かな学力」というよりも「豊かな心」のほうに直結するのかなと今判断させていただきました。外国語教育について次のページに出ているのですね、理数教育と**ともに**。次のページの4番目の学校教育の②に。これは新しい学習指導要領で指定されたものなのです。ですから、またそこに外国語教育というのもおかしいので、前の「外国語教育の充実」を「国際理解」に戻していただいて、2番目に移動すると。その修正でいかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） いかがですか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

あと、お気づきの点ありますか。

○4番委員（佐藤三昭君） 今の文章のところなのですけれども、先ほどのところはもうわかりました。いいと思います。

それで、この最初の「伝統や文化に関する教育の充実」というのが、非常に何か難しいというかわからないというか。これは「伝統や文化」になってしまうと、例えばこれは「携帯や電話」、「携帯電話」のことを「携帯や電話」と言っているのと同じなのです。結局、伝統というのは何かというところ、伝統には文化がくっついて初めて伝統文化であって、これは対比させる言葉ではないので、「伝統文化」に限定してほしい。そうでなければ「伝統文化や創造」とか「創作文化」とかにしたほうがいいのかというふうに思います。

○学校教育専門指導員（三浦満君） これは「伝統文化」という表現のほうが良いですね。

○教育長（佐々木賢治君） 平成25年度の表現ではどうですか。

○4番委員（佐藤三昭君） 「伝統・文化」だとぎりぎり微妙だと思うのです。平成25年のほうに戻してもらっても大丈夫ですよ。そのほうが、「や」を入れてしまうと全く分断されてしまう。

○3番委員（三浦昌明君） 分断されるよね。だから、文化というところ伝統文化でない文化もある

わけです。現状のいろいろな文化というのがある。

- 教育長（佐々木賢治君） いわゆる昔から伝わっているものを大事にしてくださいという。それで、体育で武道を導入してくださいという流れが、示されたものがあるのです。
- 4番委員（佐藤三昭君） やはり戻したほうが良いということですね、どちらかの選択があると。
- 学校教育専門指導員（三浦 満君） 直さないほうが良いということですよ。
- 委員長（佐々木勝男君） ほかの件をお願いします、どうぞ。
- 2番委員（成澤明子君） 2ページなのですけども、2ページの上のほうです。③「障害のある人とない人の触れ合い」というところの「害」は、いまは使わないのでないですか。平仮名であったりして。
- 学校教育専門指導員（三浦 満君） 「障害教育」だと使うのですよね。ただ、この場合の「害」は平仮名のほうが良いかもしれませんね。
- 2番委員（成澤明子君） 障がいのある人となれば、こうなのでしょうか。
- 学校教育専門指導員（三浦 満君） 「障害教育」だと漢字になりますけれども、「障がい」は平仮名のほうが多いですね。
- 2番委員（成澤明子君） あとは5ページですけども、学校教育目標の囲まれた部分で「変化が激しく未知の課題に直面する」という、意味はわかるのですけれども、これはまとまりなのではなかしらね。「変化の激しい時代」、「未知の課題に直面する時代」、時代にかかるとすれば、「変化の激しい未知の課題に直面する時代」。三昭委員さんの得意分野ではないですか。
- 4番委員（佐藤三昭君） 得意ではないですけども。いや、そうですね。確かにね。
- 教育長（佐々木賢治君） 「激しい」、「い」のほうが良いですか。
- 4番委員（佐藤三昭君） 「い」にしたほうがつながっていきますね。そうすると、前にもありましたよね。
- 2番委員（成澤明子君） あと1つ。これは基本方針などで非常に捉えているものですが、例えば今度11月29日に小中学校防災担当者会議というのがあるのですけれども、そういった防災というのはどのあたりに位置づけられているのか。具体的にそういうところではないと思うので。
- 学校教育専門指導員（三浦 満君） もし入れれば、3番「たくましく生きる」に入りますね。
- 2番委員（成澤明子君） 「たくましく生きる」のところになるのでしょうかね。「災害に積

極的に向き合う態度と能力の育成」がありました。はい、ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） 災害に積極的に向き合うような、そういう態度と防災能力の育成が必要とは。

○4番委員（佐藤三昭君） これは、「防災に努め」とかと最初に入れちゃうのはどうですか。「防災に努め」「災害に強い防災教育」。

○2番委員（成澤明子君） でも、これにくられるかなとは思いますがね。災害というのも今はもう、天災ばかりではなく人災もありますので。

○4番委員（佐藤三昭君） ですからそれを防ぐための方策というのがあって、事前に学んだり、それを向き合って、それを防ぐためにできることが「防災」だと思うのですけれども、教育としてはそういうふうなものを入れることが、いま成澤委員さんが御指摘した意味なのかなと。

○委員長（佐々木勝男君） あえて言うと防災の言葉も④の中に入れてもいいかなと。「能力の育成」とは、何の能力なのかということになるので、具体的に何だろうかなと。

○2番委員（成澤明子君） 「態度」ではないと思うのですよね。「態度」では解決できないという気持ちはあります。真面目でない子が災害を避けて生き延びるということもあるというふうに考えます。

○学校教育専門指導員（三浦 満君） 向き合う「姿勢」ですかね。

○3番委員（三浦昌明君） 「態度」はおかしいよね。心構えみたいなもの。

○2番委員（成澤明子君） 「能力」というのは、その災害を理解して立ち向かうというのが「能力」だと思いますけれども。

○4番委員（佐藤三昭君） 姿勢ではどうですか。

○2番委員（成澤明子君） いろいろな防災訓練、火事の場合とか地震の場合とか、整然とある一定の人の指導のもとに逃げて命を守るというのが、今回の災害ではそれだけではだめだということになっているので、従順になって聞くということももちろん大事なのだけれども、災害を理解して、こうなのだという力をつけていかなければ、これからの子どもたちは大変かなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） きちんと受けとめて、能力を育てていくのだということですよ。

○2番委員（成澤明子君） ここではなかなか決めかねると思います。

それは、副読本、放射能の副読本とのかかわりもあると思うのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、表現上まとめていただいて。今「態度」と「能力」のところがちょっと集中しているようでございますので。

- 2番委員（成澤明子君） よく、ばらばらに逃げて助かったという事例もありますよね。
- 教育長（佐々木賢治君） 今、大きいのですよね、防災教育が。
- 2番委員（成澤明子君） だから、先生の言うことが、ちゃんと聴いて整然と避難するという
ことだけでは命を守れないこともある。
- 教育長（佐々木賢治君） 自分の命は自分で守るという、そういった行動力。
- 2番委員（成澤明子君） 行動力のもとにあるのは、やっぱり子どもたちの理解というか、そ
の災害に対する理解がないとできないのではないかと。火事ならどうだとか。
- 学校教育専門指導員（三浦 満君） 例えばですね、「災害を理解し、それに立ち向かう姿勢
と能力の育成」としてはどうか。
- 2番委員（成澤明子君） 「理解し」、そうですね。
- 委員長（佐々木勝男君） 向き合う姿勢を育てるということと、その能力を育てるということ。
意味も表現上はいいですね。

（「はい」の声あり）

- 教育長（佐々木賢治君） 「災害を理解し」ということは、この災害はどのような災害なのか、
まずわかることから。そして、どういう状況なのか理解して、どういう行動をとればいいの
か判断する能力。姿勢、能力。そういう意味ですね。
- 4番委員（佐藤三昭君） そういうことですね。大火事なのか、地震なのか、津波なのか。そ
のときによって違うからということですね。
- 2番委員（成澤明子君） 安全に対する考え方が、もうがらっと変わっちゃっていますよね。
今回の大震災は。
- 教育長（佐々木賢治君） そういうことですね、「防災教育の充実」だけではだめですかね。
- 4番委員（佐藤三昭君） これはもう、いわゆる防災教育ですものね。
- 委員長（佐々木勝男君） 防災教育の意味づけはなっています。
- 2番委員（成澤明子君） 命を守るということですよ。
- 委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

ほかのところがありましたら。もしなければ、次の資料のところを御説明いただきたいと
思います。

- 学校教育専門指導員（三浦 満） 「教育力アップの具体的事項」ですが、平成25年度と比べ
ていただければよろしいのかなど。どこがどういうふうに変ったかということ。

大きく変わったのは、「ノーテレビデー、ノーゲームデーの呼びかけ」という文言が入りました。これは各学校にもう既に呼びかけて、11月から実施中のことでございます。これによって、家庭での生活習慣が変わって、少しでも勉強する子どもが増えてくれればいいのかと、そのように思っているところでございます。

次、3番目のところが大きく変わりました。今まで入れていた項目を整理しまして、「全国学力・学習状況調査」というところで、「学力調査」「学習状況調査」と大きく分けてみました。それで、学力については「県平均程度を目指す」ということで今までと同じです。

学習状況調査を細かく、家庭学習の時間とあとは睡眠、朝ご飯、その対策というふうに分けました。それで、家庭学習の時間は「県平均以上」ということで、ノーテレビデー、ノーゲームデーの効果があらわれるようにここに示しました。次は、今までのものを1つにまとめたということで、小学生8時間以上、中学生7時間以上の睡眠時間。そして、朝食の摂取率100%を目指す。朝食については、ひと頑張りすれば100%に近づくとおもいます。対策について、①、②の通りです。

次、4番目、若干変わっております。「学び支援コーディネーター等配置事業を導入し、小中学生を対象に」という言葉を入れました。そして、道徳の中に「平和教育」を入れました。そして「地域の体験活動」、これは既にやっていることを入れたのです。農業体験活動の推進と環境教育の推進ということで追加した部分を入れました。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（佐々木勝男君） 2ページにわたっての具体的事項でございます。御検討いただきたいとおもいます。

○教育長（佐々木賢治君） 補足説明でいいでしょうか。

まず、大きなことなのですが、資料という表現で書いてあります。これは平成24年度までは、「美里町の教育」という冊子がありますけれども、あの中に、製本したときにこれも入っていました。それで「美里町の教育」はガイドブック的な内容なのですね。学校ごとの目標とかいろいろありまして。

その中に「学校教育力アップ具体的事項」は入れるものではないと昨年度教育委員会で協議していただいて、平成25年度から外しました。そうしたところ、ある議員さんから「何で外したのか」と、この部分が物すごく気になるのですね。

それで、平成26年度からは資料として差し込みにしたいなど。「美里町の教育」、冊子の部分はもう、ほかの市町村にもどんどんみんなお互いやったり来たりしていますので。あるいは、

各学校において配付していただいたりしている。まず昨年度と同じように、ことしも冊子から外して資料としていいかどうか。それが1つです。

それから、いま気付いたのですが、3番の全国学力学習状況調査（国語、算数・数学）になっていますが、この括弧の教科については（1）学力調査に移動しなくてははいけませんね。学力調査（国語、算数・数学）、上の部分は削除願います。

○学校教育専門指導員（三浦 満君） はい、わかりました。下に移動ですね。

○教育長（佐々木賢治君） それから、ことしは7番目に「平和教育の推進」、それから9番目に「農業体験」「環境教育」と3つ入れさせていただきましたが、これは総合計画でうたわれています。

学校評価、教育委員会評価点検したときにも、この部分についてやはりもうちょっと学校にもきちんと周知徹底を図り推進していただかなくてははいけないという反省のもと、ここに入れていただきました。具体的にどういうふうにしていくのか、これから協議していくわけですが、特に平和教育につきましては、小中学校とも教科あるいは道徳ですか。発達段階に応じてやっているのですが、全体として具体的にこうやってみませんかというのがないのですね。

それから、農業体験、これは小学校、よくやっております。環境教育についても、リサイクル関係とかいろいろ大きくいただいている部分があるものですから、その辺についても認識の薄い厚い、温度差が結構あるようですので、教育委員会としてもその辺調整しなくてははいけないのかなと思って、今回そこに入れていただきました。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男） どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 非常に具体的な、すぐに実行できるという感じのものだと思うのですが、そういう中であって7番の（4）平和教育の推進とか、9番の（1）農業体験活動の推進、（2）環境教育の推進というのは、何か具体性に欠けるような印象を受けるのですが、ほかのことがもう本当に、「ファイルにする」とか、大変具体的なので、抽象的かなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） どこまで踏み込んだらいいですか、平和教育は。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 今の成澤委員さんのお話は、平和教育の推進も農業体験も環境教育も、この具体的事項に入れていただいて大変ありがたい項目というふうには私には思っていたのです。それで、今後必要なのは平和教育の教育委員会としての取り組み方法をどういうふうにしていくかというのを今練っている最中で、原案の部分は教育長にお示しはした

のですが、学校教育の核心部分に今度は触れていかななくてはならないのですね。その部分の整理がなされないと、具体的に書けないところもあるのが事実なのです。

それで、農業体験活動も環境教育もいま実態調査をしていて、今までも各学校でしていないわけではないのです。ただ、その取り組みが一貫性を持っているものではないようなので、それをどういうふうな部分で持っていけばいいのかという部分については、今後、教育委員会のテーマですね。

ただ、それにつけても平成26年度の学校教育力をアップするための具体策の中には、入れていかななくてはいけないのかなと思いをしていたところですが、これはちょっと難しいなど。今はまだ重いかなというふうに思っていました。

○委員長（佐々木勝男君） 平和教育を進めるためのプログラムづくりを、今始めようとしているのだということですね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） はい。教育委員会としての方針という部分を明確に目指す必要があるというふうに思っていました。

○委員長（佐々木勝男君） いわゆる、推進策の策定。

○教育長（佐々木賢治君） 確かに、具体的にこうだというものがあればいいし、お示しできればいいのでしょうけれども、平成25年度までそれがなかったのです。それで、平成26年度、まず项目的に載せて、平成27年度あたりに具体的に書けるのかなと。

○委員長（佐々木勝男君） 今後の教育委員会の会議の中にも、平和教育を具体的にどのような形で進めるのが望ましいかというのを一つの案件として協議の中に入れて、そしていろいろな意見をいただく、そのような考えがありますよね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そうですね。前段階では何月だったのでしょうか。6月だったかに一度触れてはいるのです。委員会に提案できるまでにまだ完成していないということなのです。

○4番委員（佐藤三昭君） 具体的事項にされたということ。だから、それはいま教育長さんもおっしゃるとおりでいいのではないのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

ほかに項目、具体的事項の中でお気づきの点がありましたらどうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） その中身に対してということで、ノーテレビデー、ノーゲームデーは、非常にうちの子どもには効果がありました。ですので、この明記をしていただくのは、す

ばらしいことです。小学生はすごく純粋に、見ないで、ゲームもしませんでした。。中学生は部屋に入るのでちょっとわからないところもありますけれども、一応それは意識づけされているのだなど。学校を通して呼びかけがしっかりしているなどと思いますので、なおさらここに載っているというのは具体的であってまさにいいかなと思っております。感想になりますけれども、いいと思います。継続してくれることを願います。

○委員長（佐々木勝男君） 娘さんはそれを受けて、部屋に入っても勉強していると思います。

○4番委員（佐藤三昭君） そういう期待をしたいと思**います**ね。

○委員長（佐々木勝男君） あとはございませんか。

なければ、平成26年度美里町教育基本方針等については承認ということになります。よろしくお願ひします。

（「ありがとうございます」の声あり）

【協議事項2】 日程第16 平成25年第7回美里町議会定例会（補正予算案）について

○委員長（佐々木勝男君） 次に、日程第16、平成25年第7回美里町議会定例会（補正予算案）について、提案御説明お願ひしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、協議事項の最後になります。第7回美里町議会定例会（補正予算案）について説明させていただきたいと思います。

12月の議会が来月行われますが、教育委員会に関する補正予算の要求をしております。ただいまは要求を出している段階でありまして、あした以降、財政係の査定等を受ける予定でございますが、教育委員会に事前にその内容説明させていただきたいと思ひます。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

【歳入】

- ・教育費県補助金、宮城県被災幼児就学支援事業費補助金 72,000円の新規追加〔3名分〕
- ・奨学資金貸付事業基金繰入金 624,000円減額〔貸付額の減額による〕
- ・教育費貸付金収入 1,666,000円増額〔繰上償還者の増〕
- ・諸収入雑入 給食センター食物用廃油販売料金 1,000円新規追加
公衆電話、学校私用電話料 70,000円追加〔学校での弔電等〕

【歳出】

- ・契約済み、事業完了による経費の減額が多い
- ・奨学事業貸付金 624,000円減額、積立金 1,666,000円増額

- ・ 中学校管理費施設管理12節手数料小牛田中学校害虫駆除手数料10,000円新規追加
- ・ 図書館サービス事業 備品購入費336,000円追加〔閲覧用PCの更新〕
 - ※OSがウィンドウズXP仕様となっているため4台更新する費用
- ・ 南郷学校給食センター事業 1,259,000円増額
 - ※修繕料 センター内漏水修繕 260,000円追加
 - 車庫シャッター修繕 650,000円追加
 - ガス漏れ警報器更新 135,000円追加など

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたことについて、質問などをいただければと思います、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 4ページの社会教育費図書館費図書館サービス事業というところで200万円ほどの減額なのですけれども、これは図書館システムが図書館の自前ではないという話ですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 図書の貸し出しなどを管理するシステムを、平成25年度に新たに入替したわけです。それで、予算額と実際に契約した金額の請差があり、220万円ほど減額されたということでございます。これについては、5年間の賃借契約を結んでいます。

○2番委員（成澤明子君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

それでは、平成25年第7回美里町議会定例会（補正予算案）については承認ということになりますので、これは今度の議会のほうに提案ということになります。よろしくお願ひしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） ありがとうございます。

【その他】

○委員長（佐々木勝男君） その他の件で、ここは空白になっておりますが、1つは11月28日に懇話会、2つ目は次回の定例会、あとはその他ということになるかと思うのですが、最初は懇話会につきまして御説明いただければと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。それでは、11月28日の県主催の教育懇話会のことにつきましてお話しさせていただきたいと思ひます。

これについては、さきに委員皆様方に意向をお伺ひしておりました。三浦委員さんは御都合

が悪いということで御欠席ということでお話しいただいております。委員長、教育長、あとは成澤委員、佐藤委員の4名で県の懇話会に行かせていただきたいと思います。

その懇話会の内容につきましては、子どもの体力、運動能力の向上及び当面の教育諸課題についてということで、宮城教育大学の教授先生から講演をいただく予定でございます。

県のほうからは委員長、教育長の出席ということでお話しをいただいておりますが、教育長から教育委員さん方のそういう研修の機会がなかなかとれないので、県のほうに問い合わせさせていただいたところ、委員の参加もお認めいただいているというものでございます。ただし、あくまでも傍聴という形で参加していただけないかということですので、成澤委員、佐藤委員には傍聴者で御参加いただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○教育長（佐々木賢治君） 席が違うのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 事務局が後ろのほうで、詰めていると思うのですが、そこでお聞きになるということになると思います。

場所が宮城県庁2階の講堂とあって、割合に大きなスペースでございますので、こういった配置なのはわかりませんが、それでお願いしたいと思います。

公用車で現地に向かわせていただきます。10時南郷庁舎、10時30分本庁舎出発とさせていただきますが、当日は小原技術主幹が同行させていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） では、よろしく申し上げます。

○2番委員（成澤明子君） 一ついいでしょうか、その他です。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 副読本、「放射能について考えてみよう」ですか、この副読本は全児童に渡しているのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） 副読本としてもらいましたのは去年の3月なので、それは全児童・生徒に渡っています。

○2番委員（成澤明子君） 美里町の予算はかかっているのですか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） それはかかかっていません。

○2番委員（成澤明子君） 一方的に送られていると。注文しなくとも来るということですか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そうでしたね。送られてきて、それを副読本として活用してほしいということで、児童・生徒に配付しています。

ただ、そのときに先生方もその副読本の活用方法について戸惑いがあったわけです。その部分についてどうなのかということで、先生方にお集まりをいただいて、原子力関係の学習会を

したり、そうやって進めていって、さらにこの副読本をどのように活用していくかというふうなことで先生方が協議を持って進めているというところですよ。もう少し突っ込んだ言い方をすると、全然趣旨に沿った内容でなくて、悪いものを悪いなりの表現はしていないとか、そういったいいとこどりの副読本だというふうな批判を受けているのは間違いないですね。

○2番委員（成澤明子君） 子どもたちの命を守るという意味では余り何の役にも立たないという。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そういう言い方もされていますね。ただ、放射能、放射線、放射性物質、そういった部分の読み方、単純に放射能とか放射線となっていますけれども、そのものの表現の言い方についても若干説明しにくい表現でもあるのですよね。そこから入っていかないと。最終的にはレントゲンも放射線なのだろうねというふうなことで表現しているのです。だから、いかにも放射線、放射能関係については、いいものに使われているのだよというふうに見えてくるのですよ。

○2番委員（成澤明子君） 現実にはすぐわないということですよ。今現実に関わったことには対処できないような内容なのでしょうね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そのような言い方をされている方々もいらっしゃることは事実ありますね。

○2番委員（成澤明子君） 何か、そういった科学的にも余り尽きつめたというか、放射線についての有用性とか危険性の記述というのをどちらも書かなくてはいけない。あるいは原発事故や汚染濃度の現実が来たことについて何も触れていないとか、比較をしてくるか、何かこれは私たちみたいなもう高齢者は別にいいという感じですけども、やっぱりこれからの命をつないでいく子どもたち、将来結婚して子どもを産むとかを考えたときに、実際に30キロ圏内である美里町でそういったことが起きたときに、自分の身をどのようにして守るかとか、それは余りにも具体的なのですけれども、どういうふうに逃げるとか、当たるとしてもなるべく短い放射線に当たるだとかいったことが触れてあれば何かいいと思うのですけれども、ないような感じですよ。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そうですね、小学校も低学年・高学年用、中学校用、さらに教師用というふうにあるのです。これは議会でも一般質問なりで質問をいただきまして、教育長がそれに答弁していただいているのですが、副読本だけを使って教えているのではないのですよね。もとは教科書なので、副読本はあくまでも副読本。ただ、その副読本の中身についても今委員が言われたような内容で、全てのものが網羅されているかというところでもない

と。だから「もう少し活用するのであれば点検してね」という趣旨の質問などもあったわけです。そこにきて別の、副読本ではないのですけれども、今度出てきてそちらのほうが逆に見やすかったですね。こちらと同じ国の機関で出しているものなのです。ですが最初に副読本で出てきたのは、平成24年3月の時点なのです。

○2番委員（成澤明子君） 物すごく被曝して、目に見えてやけどしたとか気を失ったとか亡くなったとかいうと私たちも切実に感じるのだけれども、被曝したことが何年先にあらわれるかとか、あるいは直接被曝でなくて建物だったり空気だったりして体内に入ったものはむしろ危険だと、幾ら少量でも、そういったことも聞きますからね。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） そうですね。被曝の「バク」の字さえも、火力の火、火のほうと、日と書くのと違うという部分についても、何ら副読本でイメージしているわけでもなくて、そういった意味では別の本のほうがわかりやすい状況です。

そして今現在、教育委員会で情報は何も持っていないのですけれども、例えば先に言いましたように、小学生であれば低学年、高学年用に2つに分かれています。4年生になったときに、じゃあその副読本はどうなのか。また配給になるのかという部分については、何ら何も来ていなかったと思うのです。それでもう、去年から1年たって今度は中学校に入学されてくる方たちもいますからね。それは、中学校用の副読本ということになるので、それらの情報については何ら入ってきていないですね、教育委員会には。

○3番委員（三浦昌明君） 今、長崎と交流というか平和事業でやっているのでしょうか。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） やっています。これらは平和教育の中でも、実施する理由を示していかなくてはなりませんし、その意味でも先ほど審議いただきました部分の平和教育に関しては、もうちょっと煮詰めながらしなくてはなりません。その部分を含めてなのですけれどもね。

○教育長（佐々木賢治君） 今週の金曜日、防災担当者会があるのですけれども、その指導案について協議する予定になっていますが、副読本はあくまでも副読本で、これは要らないからと文科省に返すわけにもいきませんよ、極端に言えばですね。ですから、副読本を教えるのではなくて、あくまでも副読本は副読本なのです。それを美里町としては、もう使わないと言えばそれまでなのです。ただ、それにかわるものを、いわゆる指導書、指導マニュアルを、美里バージョンでつくらなくてははいけません。現実的なものをね。今、そういうところに直面しているのかなと。ただ、それを教育委員会、我々でつくれないものですから、しかるべき人をお願いをして、美里の教育委員会としてこういった指導書に基づいて小学校低学年、中学年、高

学年、中学校で指導する。ただ、そこまでに至っていないというのが現状です。

○3番委員（三浦昌明君） ましてや、自治体としては原発反対宣言もしている。

○教育長（佐々木賢治君） これは迂闊にはできません、それこそ有識者でないと。子どもたちに教えるものですから。

○2番委員（成澤明子君） 地球問題ですから。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） この副読本が出されてきた背景というのは、全然承知していませんけれどもね。副読本というのは、学校でこれを副読本として利用したいという教育委員会への届け出義務があるのですよ。法的な網にかぶっていますよね。それで、教育委員会ではそれを認めたのかというところまでもう行きますと、その域を超えて行って、文科省から自動的に届くというふうなことの流れもありますので。ですから、ルールをきちんと守った上でのやり方というのは必要なだろうなと思っています。

○2番委員（成澤明子君） 結局、子どもというのは私たちよりもやわらかい。頭もやわらかい、気持ちもやわらかいから、副読本だよと言わなくても先生から渡されたものは全て信頼していると思うので、それだけ見て育っていくのと、本当に大事なことがちゃんと書かれたものを渡されたほうが子どもにとっては幸せではないかなと思うわけですよ。

○委員長（佐々木勝男君） 貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

では、次回の定例会の確認をさせていただきたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 事務局では特段、今のところ案は持ってありません。

○委員長（佐々木勝男君） 議会は3日ぐらいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 17日、18日、19日までかかるのではないかと思います。

○3番委員（三浦昌明君） 24日の週ですか。

○2番委員（成澤明子君） 都合がありますが、24日か25日で大丈夫です。

○4番委員（佐藤三昭君） 私はどちらでも大丈夫です。

○委員長（佐々木勝男君） 案件は何になりますか、特に。

○学校教育専門指導員（三浦 満君） 私のほうからは2件、3点ありますね。

○委員長（佐々木勝男君） 定例的なのはありますよね。

○3番委員（三浦昌明君） それでは、24日にしますか。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、24日、午後でよろしいでしょうか。

○2番委員（成澤明子君） できれば、午前のほうがいいです。

○委員長（佐々木勝男君） 午前10時からやったら、2時間でできますか。

○教育長（佐々木賢治君） 10時から開始して、成澤委員さんがどうしても抜けなくてはいけないという場合は、その後の会議を抜けられてもよろしいかなど。

○2番委員（成澤明子君） そうですか。できれば、そうさせてください。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、12月24日は午前10時ですね。そのほかの件で何か確認しておく必要ありますか。

○4番委員（佐藤三昭君） 聞きたかったことがあったのですけれども、PTA連合会の中で出た南郷給食センターの米飯提供について、かなり御要望の中でも強かったのかなと思いましたので、今わかる範囲の進捗は何かございますか。業者さんの設備投資にかかわる交渉に入っているみたいなどころは。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（佐々木勝男君） はい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 今の進捗としましては、まだ事業者のほうとの最終的な打ち合わせなどはしておりません。昨年のお話を受けてのものでございますが、新年度予算、平成26年度予算にはそういった米飯完全給食を実現するためには、食器の購入、あとは御飯を炊いたものを保温箱に入れて持ってきてもらうための食缶の購入なども必要となります。それを当初予算のほうに計上していただいているというのが今の状況でございます。

ですので、これから後事業者さんのほうに、実際それを提供するためにはどれくらいの設備投資のための期間が必要かどうか、これから打ち合わせさせていただきたいと思っておりますが、昨年の例から言いますと、やはり夏休みのある程度の大きな期間がとれる時間があつたほうが安全ではないかと今は思われます。これは、今後また事業者さんのほうと詰めていきたいと思っております。

○4番委員（佐藤三昭君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） 他に、よろしいですか。

それでは、ほかになれば閉めたいと思います。それでは、平成25年11月教育委員会定例会を閉じることにいたします。ありがとうございました。

午後 5時17分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成25年12月24日

委員長

署名委員

署名委員